



# 宮崎県公報

平成27年12月7日(月曜日) 第2749号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 37,200円

## 目次

目次	頁
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(蛭・鱒・敷・藤)	1
○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課)	1
○県営土地改良事業に係る換地計画の策定……………( “ )	1
○基本測量終了の通知……………(管理課)	1

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成27年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年11月26日	特定非営利活動法人綾グリーンガーデン	黒原 友恵	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣 652番地	この法人は、綾町やその周辺地域に住んで精神的に悩んでいる(うつ状態)方々等を救って地域をよくするために、花や緑の種苗・植栽・栽培及びこれらの加工等のほか販売事業を行い、一般の方と交流し協働しながら、いきいきと暮らせる潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、庄内土地改良区(都城市)から平成27年10月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に

より、中央耕地地区県営土地改良事業(えびの市、県営経営体育成基盤整備事業)に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類  
策定に係る換地計画書の写し
- 縦覧期間  
平成27年12月7日から平成28年1月12日まで
- 縦覧場所  
えびの市役所
- その他  
この公告に係る換地計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。  
また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。  
なお、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2688号により公告した基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)が平成27年11月6日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成27年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣